

9～15 消費税・酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税実績を示したものである。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、製造場から移出し又は保税地域から引き取られる製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率

1 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第1種(紙巻きたばこ)	} 1gを1本に換算して	(たばこ税)
(2) 第2種(パイプたばこ)		1,000本につき2,716円
(3) 第3種(葉巻たばこ)		(たばこ特別税)
(4) 第4種(刻みたばこ)		1,000本につき 820円
2 かみ用の製造たばこ	} 2gを1本に換算して	(計)
3 かぎ用の製造たばこ		1,000本につき3,536円
4 旧3級品の紙巻たばこ		(たばこ税)
		(たばこ特別税)
		(計)
		1,000本につき1,289円
		1,000本につき 389円
		1,000本につき1,678円

10 印 紙 税

印紙税は、流通取引に関連して作成される各種の文書に対して課税される。

印 紙 税 の 税 率

[一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた]

(イ)不動産等の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書	契約金額により 200円～600,000円(契約金額1万円未満は非課税)
不動産の譲渡に関する契約書で記載金額が一千万円を超えるものは税率が軽減されています。	
(ロ)請負に関する契約書	契約金額により 200円～600,000円(契約金額1万円未満は非課税)
建築工事の請負に関する契約書で記載金額が一千万円を超えるものは税率が軽減されています。	
(ハ)約束手形又は為替手形	手形金額により 200円～200,000円(手形金額10万円未満は非課税)
(ニ)株券、出資証券、社債券、受益証券	券面金額により 200円～20,000円
(ホ)預貯金証書、保険証券、信用状等	1通につき 200円
(ヘ)継続的取引の基本となる契約書	1通につき 4,000円
(ト)配当金領収書、配当金振込通知書	配当金額3,000円以上の場合 200円(配当金額3千円未満は非課税)
(フ)売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	受取金額により 200円～200,000円 (受取金額3万円未満及び営業に関しないものは非課税)
(リ)預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳	1冊・1年につき 200円
(ヌ)判取帳	1冊・1年につき 4,000円

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、製油所等から移出される揮発油又は保税地域から引き取られる揮発油に対して課税される。

揮発油とは、温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油(炭化水素を主成分とし、温度15度及び1気圧において液状のもの)をいう。

揮発油税及び地方道路税の税率

揮発油 1klにつき		
揮発油税	48,600円
地方道路税	5,200円
計	53,800円

12 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされた石油ガス(課税石油ガス)に対して課税される。

石油ガス税の税率

課税石油ガス 1kgにつき	17円50銭
---------------	-------	--------

13 石油税

石油税は、原油又はガス状炭化水素の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率

1 原油・輸入石油製品1klにつき	2,040円
2 ガス状炭化水素のうち		
国産天然ガス} 1tにつき	720円
輸入 LPG } 1tにつき	670円

14 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率

1 航空機燃料 1klにつき	26,000円
2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料1klにつき	13,000円
3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料1klにつき	19,500円

15 電源開発促進

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

電源開発促進税の税率

販売電気 1,000 k w 時につき	445円
---------------------	-------	------